

# 地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準化等に向けた調査研究業務一式 第5回検討会 議事要旨

日 時：令和3年12月23日(木) 9:00～11:35

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、神奈川県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、泉大津市、館山市、町田市、三鷹市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピュータサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、総務省、デジタル庁、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

## 【議事次第】

1. 開会

2. 議事

(1) 第2回、第3回、第4回検討会からの継続検討事項について

(2) 「経理」、「返還金・債権管理」、「統計」、「生活保護共通」事務の標準仕様案について

3. 閉会

## 【配布資料】

資料1：「地方自治体における情報システム(生活保護)の標準化等に向けた調査研究」有識者検討会(第5回)の議論の進め方及び主要論点

資料2：業務フロー(たたき台)(第5回検討会用)

資料3：機能要件(たたき台)(第5回検討会用)

資料4：帳票要件(たたき台)(第5回検討会用)

## 【議事概要】

<主な意見交換の概要>

(議事(1)について)

- 資料1、P.3、自動計算のNo.15について、変更前の記載であれば当市が現在使用している機能と同様であると理解していた。就労収入に限らず最低生活費を各収入が超過した際に、超過分は原則本人支払額となる。さらに本人支払額を支払うサービス利用や診療がなく、かつ翌月に診療を受ける予定がある場合には、当機能を用いて当該超過分を翌月の収入として収入充当する。そのため、変更後の記載では現状の運用が継続できなくなると考えているが、もし他にも同意見の自治体があればお伺いしたい。

→変更前後で機能としては変わらないと考えている。ただし、大きな収入があった場合は翌月以降の複数月に充当する可能性がある。そのため、複数月に充当できるように見直していただきたい。また、No.18の本人支払額の支払先の設定は一箇所ではないと考えているため、「複数設定できる」とした方が良いと考える。

→当市も同意見であり、変更前の記載であれば問題ないが、変更後の記載は限定的になるため意図が変わってしまう。

→当市も同意見である。変更後の記載において、就労収入や翌月の充当に限定されている点を懸念している。当市では6カ月先まで充当可能としている。

→本人支払額相当額を翌月收入充当することについて現場で運用されていることは承知しているが、当運用は必ずしも実施要領に則していないと考えている。一方で分割収入充当はあり得ると考えているため、翌月以降という文言に見直したいと考えている。

→余剰収入の定義がわからない。仮に最低生活費が10万円、就労収入が12万円と仮定すると、2万円が余剰収入となるということだと思ふ。

→余剰収入の表現がふさわしくないということで今回修正いただいたと理解している。対応方針に記載している表現の仕方については、就労収入ではなく「収入等」に変更すれば問題ないとするが、いかがか。

→「収入等」に変更する案を前提に検討する。

→No.18は本人支払先を複数設定できるように文言を修正する。

#### (議事(2)について)

○ 対応方針、機能要件・帳票要件種別の調達時における留意点については意見なし。

○ 資料1、P.20、機能要件に関する主な論点①「随時支給」・「定例支給」の定義について、当市では、随時支給であっても口座振替で支給するケースはあり得る。また、書留は窓口支給の一環として対応しており、窓口で直接渡すかどうかの差としてしか認識していない。

→当市では、窓口を受け取りに来られない被保護者に対応するために、随時支給であっても書留での支給を行っている。

→当市でも、随時支給であっても口座振替で支給するケースはある一方で、書留は窓口支給の一環として行っている。

→当市も同様の意見である。口座振替は週1回、窓口支給も週1回処理を行っている。書留は窓口支給で処理したものをケースワーカーが送付している運用である。

→当市も同様の運用である。

→当市では、随時支給を口座振替で支給するケースはなく、書留のケースもないが支給すること自体は可能ではある。口座振替は月1回のみ処理を行っているが、他自治体と比べて件数が少ないことが要因と考えられる。基本的に随時支給は支給を急いでいるケースであるため、書留はあまり選択しない理解である。

→定期的なタイミングで支給を行う書留は定例支給として整理を行っているが、書留は定例支給のみという理解で良いか。

→当市は、引っ越しなどに対し緊急の支給を行っているケースもある。

→当市も同様である。

→当市は、月1回の定例支給、週1回の追加支給、それ以外の緊急の支給の3区分となっている。緊急支給の場合は、書留を選択できるが、基本的には週1回の追加支給で事足りると考えている。

→緊急の支給において口座振替を行う場合、金融機関との兼ね合いもあり即日に支給できないこともあろうかと思うが、緊急の支給における口座振替のユースケースをご教示いただきたい。

→緊急という言葉が適切なのか懸念している。書留は施設入居者や入院中の方など窓口支給が困難な場合に必要な支払方法だと認識している。緊急の場合は短期間で処理することになるため、電算システムで決裁することなく処理を行い、その結果紛失等の事故があり、過去にも会計検査院に指摘されている。緊急の支給であっても、そのよう

な事態が起きないようにシステムにする必要がある。

→当市では、緊急の支給においてもシステムで処理している。ご指摘の通り口座振替は処理に数日間を要するため、入院等で発生した費用の支払に間に合わず、実質窓口支給や書留しか選択していない。

→緊急の程度により、口座振替を選択することもある。例えば、収入を多めに推計したが、実際の収入が少なく保護費が不足するケースがあり、その際は次の支給日までを支払えば問題ないとのことだったため、口座振替を選択した。

→当市では週に 1 回曜日を決めて処理している。ただし、それは月 1 回の保護費の支給の他に定期的な支給タイミングを設けているため、緊急支給及び月 1 回の定例支給に該当しない定期的な保護費の支給という位置づけであると理解した。

→緊急支給及び月 1 回の定例支給以外の定期的な保護費の支給は、標準システムにおいて自治体毎に支給日を設定して良いのか。

→ご認識のとおりである。

→当市も月 4 回処理日を設けており、事務処理に時間がかかるため緊急支給での口座振替は現状行っていない。緊急支給及び月 1 回の定例支給以外の定期的な保護費の支給で月 4 回程度支給ができるのであれば運用上問題ないと考えている。

→レアケースはあるものの、基本的には緊急支給の場合に口座振替は想定されていないと理解した。

→緊急という言葉は控え、定例支給に該当しないものを随時支給と整理する。書留は窓口支給の一部ということだったため、用語としては窓口支給の一部として整理するというのでどうか。また、レアケースとして随時支給の場合も窓口支給はあり得るということで整理する。

→基本的には定例支給を前提としており、それ以外が随時支給ということで理解した。表の見せ方としてはあくまで定例支給が基本であるということで上に位置づけ、随時支給を下に位置付けた方がよい。

→当市では定例支給、週 1 回の支給と緊急の支給で分類している。今後書留は窓口支給との一部として整理するということだが、書留の処理を行ったか否かを管理できるようにコードは分けていただきたい。

→監査において指摘されるため、書留ではない窓口支給の件数を把握する必要があり、書留を項目として定義していただきたい。

→書留は区分として残す方向で整理する。

- 資料 1、P.21、機能要件に関する主な論点②口座振替依頼データのデータフォーマットについて、当市は全銀協フォーマットを用いたデータ送信を行っていないため、全銀協フォーマットのみを指定されると運用が困難となる。

→当市においてもデータのやり取りと出納のやり取りにおいて、全銀協フォーマット以外も利用しているため別の選択肢も定義していただきたい。

→どのようなフォーマットを使用しているのか、何故全銀協フォーマットを使用していないのかご教示いただきたい。

→持ち帰りとさせていただく。

→一般的にどこの自治体も送金サイトを用いており、導入している送金サイトの名称の違いはあるものの、送金サイトは基本的には全銀協フォーマットに対応しているため、自治体は全銀協フォーマットを使用していると理解している。しかし、各金融機関独自のフォーマットを使用している場合もあり、状況によっては標準仕様から外れる可能性があることにご留意いただきたい。データ送信の方法としては、送金サイトから全銀協フォーマットで出力する、もしくは CSV データを取り込み、送金サイトを使用することが考えられる。

→当市内部で使用する帳票は EUC 機能で対応できるため、口座振替依頼データは全銀協フォーマットで問題ないと考えている。

→全国意見照会に向けては、全銀協フォーマットを指定する要件を記載させていただく。

→その方向で問題ない。各自治体で指定金融機関から独自のフォーマットを求められるケースもある。ただし、実際には会計課から金融機関にデータを渡すだけで解決するため、問題ないと考えている。

- 資料 1、P.22、機能要件に関する主な論点③返還金・債権管理関連の機能について、当市では生活保護システムを基本とし、一部を財務会計や債権管理システムとしているため、必須にさせていただきたい。

→当市では、以前はエクセルで債権管理を行っていたが、現在はベンダーのオプション機能を選択して実装している。しかし、全国の自治体で一律必要であるのかは不明であるため、オプションでも良いと考えている。

→当市も同様である。納付書の発行も含めて生保システムで行っているため、生保システムで債権管理ができないと困る。オプションの整理で良いと考える一方で、ベンダーが実装しなくなることを懸念している。ベンダーで実装されない場合、データの移行等を含め、債権管理が途切れてしまうため、その点を踏まえて検討いただきたい。

→3年前に債権管理機能が充実したパッケージに変更したばかりである。債権管理機能は保護決定の業務と連動しているため、全てオプションとなると業務に支障が生じると考えている。

→債権管理機能は必要であると理解した。一方、財務会計や税務を含めて管理している自治体もあり、自治体によって使用している機能が様々であることも事実である。実装の需要が高いことは明らかであるため、オプションの整理としてもベンダーとしては実装せざるを得なくなるのではないか。

→ご指摘の通り、自治体によって運用が様々であるため必須の整理とするものではないと考えている。一方で、支払いの際に、生活保護法上の何条の債権に該当するか等を手作業で反映させるのは業務負荷が高いため、オプションとなったとしても EUC で吐き出せる形式等、配慮して定義していただきたい。

→当社は、債権はシステムとして要望があるため、必要であると考えている。そのため、どこまでをオプションとするか定義する必要があると考えている。自治体毎に運用が異なり、標準が作りにくいいためオプションと整理していると理解している。しかし、債権の中でどの機能を全国共通とするのかを定義しないとアドオンの部分の整理ができない。全部オプションとすると、自治体としても発注しにくいのではと考えており、全国共通とすべき機能の議論が必要ではないか。

→当社のパッケージでも債権管理機能を実装している。納付書の様式や納付データを取り込む際に財務や金融機関と連携する必要があり、カスタマイズが多くなっているため、どの機能を共通化するか整理いただきたい。

→債権管理は生活保護の一機能である。機能の切り分けとしては、債権の決定まではケースワーカーの作業であるため、標準化における必須の機能と考える。一方で、調定をかけて収納する流れは、一括調定が基本ではあるものの分割調定のケースもあり、また、法第 77 条や 78 条は分納誓約で行うケースがある等様々であるためオプションの機能としても良いと考える。

→当社のパッケージでも債権管理機能を実装しており、かなりカスタマイズが多い傾向にある。そのため、必須にするのはリスクがあると考えている。オプション機能とし、各自治体が使える内容として網羅できればよいと考えている。

→当機能をどのように扱うべきか、多くの団体の意見を踏まえて整理したいため、全国意見照会の際には、全てオプションとして示したうえで、各団体の意見を集約する整理とさせていただく。

- 資料 1、P.24、帳票要件に関する主な論点①保護決定通知書について、この帳票のみに係る意見ではないが、郵送を前提としているものには郵便カスタマーバーコードがあった方が良く考える。また、決定した理由の定型文表示について、基準額の改定等に関する裁判で負けた事例もあるため、国の方で定型文として設けるべき内容を定義いただきたい。

→郵便カスタマーバーコードは、全国意見照会時には必要な帳票に一律定義した状態

で展開する。決定した理由についての意見は、決定した理由の定型文の内容を精査すべきということか。

→ご認識のとおりである。

→決定した理由の定型文について、現在印字編集条件として、定型文を選択したうえで編集できるよう定義している。選択可能な定型文の内容については各ベンダーの創意工夫による範囲と考えており、標準仕様では定義を行わない想定である。

→定型文を選択したうえで編集できる、とはどのような意味か。ケースワーカーが各決定に対し理由を記載するとミスが生じると考えている。また、別途送金額は法第 77 条の 2 ではなく法第 78 条の 2 に直していただきたい。さらに、当市は「開始・変更・停止・廃止」を同一の帳票で運用しており、現在のように「開始・変更」、「停止・廃止」の 2 帳票に統一する方針であっても、同一の帳票を使用している自治体があることを認識していただきたい。

→決定理由はベンダーが用意した定型文を個別選択した上で、必要があれば編集するということである。

→施行細則準則において、「開始・変更と停止・廃止」を分けている。意見は承ったが、この部分については施行細則準則を変更することは考えていない。また、ご指摘通り、法第 77 条の 2 の部分は修正する。

→過払金を収入充当する場合はどのように記載するのかご教示いただきたい。また、保護施設への支払はどこに記載するのかご教示いただきたい。さらに、決定理由について、仕様書とは関係ないと思うが、ベンダーの創意工夫に任せず厚労省から基準の明示や、指導をすべきと考えている。

→過払金については決定した理由の欄に記載すると理解している。保護施設への支払とは何をさしているのかご教示いただきたい。施設事務費のことか。

→施設事務費ではなく、生活扶助費や一時扶助費のうち保護施設へ支払う費用のことである。

→代理納付を可能としている要件は政令で決まっているため、それ以外に代理納付を行うことはできない。実際にどこにお金が振り込まれるかは被保護者本人との調整の中で伝えていただく想定であるが、同様の意見はあるか。

→計算は国保連に委託しており、その中で毎月支払っている。東京都と国保連で合意している運用だと理解している。

→支払場所が別途送金ではなく、施設長払いになるということではないか。

→決定通知書の中で、当該一時扶助の支払い方として、「施設長払」という文言が出力できれば問題ないか。

→その理解で問題ない。

→一時扶助について、当市では、保護決定とは別に、一時扶助の変更決定においても通知書を出力している。その場合の通知はこの様式でよいのか。本市では別の様式を使っているがその扱いはどうか。

→一時扶助を変更決定した場合でも当様式を使うことを想定している。新たな一時扶助については、決定した理由と一時扶助欄で表現できると考えている。

→一時扶助は施行細則準則には載っていないが、今回施行細則準則を改正し、通知書と合わせるとのことか。

→一時扶助の様式は元々定義していない。今回定義する「保護開始・変更決定通知書」の様式を踏まえて、施行細則準則の規定は変更する想定である。

→保護の「程度」欄には何を入力するのか。印字する金額の根拠が必要ではないか。

→当帳票は行政処分の内容を記載するものであるため、収入充当した結果が記入される。収入充当の過程は理由欄に記載されれば問題ないとする。

→決定した理由欄に印字される定型文の細かさや分かりやすさが気になっている。行政処分としての通知の役目は果たすと思うが、被保護者にとって理解しやすい文章でない場合、問い合わせを受けて説明する必要があり、また、ケースワーカーからも説明が必要であるため、理由付記のみでは難しいと考えている。

→いただいた意見を踏まえ、わかりやすい様式にする方向で全国意見照会までに検討したい。

- 資料 1、P.25、帳票要件に関する主な論点②医療券・調剤券、治療材料券、各種施術券、介護券の帳票の印字についてについて、これらの帳票を受け取る医療機関を考慮すると、自治体や福祉事務所等の団体内では被保護者を一意に特定可能であっても、他の団体においても同じ番号を使用しており、医療機関が被保護者を一意に特定できない可能性がある。そのような事態を避けるために、団体や団体の中の福祉事務所を特定する番号体系の追加を検討しても良いと考える。

→資料に記載しているのは施術券であるが、医療券であれば公費負担番号等があり、医療機関においては公費負担番号等で被保護者を管理している。今回議論している交付番号は福祉事務所の管理の観点で設定している番号である。そのため福祉事務所の使い勝手の観点から議論できればよい。

→QR コードが読み取る番号は交付番号がキーになるということか。

→ご認識のとおりである。

→指示番号が QR コードに載っているため、必要となる自治体があるのではないかと考えたが、QR コードが読み取る番号は交付番号がキーになるのであれば問題はないと考える。

- 資料 1、P.25、帳票要件に関する主な論点③要否意見書の帳票の印字について、当区は賛成である。嘱託医は大量の意見書を見ているため、丸をつけるだけで処理できれば良い。さらに、意見書を何か月間承認するかについても、1～6の数字をプレ印字し、丸を付けるようにしているため追加していただきたい。

→いただいた意見を踏まえて検討する。

→当市では、意見書の中で対象の方の稼働能力を主治医に回答してもらっている。意見書で稼働能力の記載欄がない場合、検診命令を送ったり、医療機関に電話したりと医療機関に負担がかかる。同様の自治体があるか知りたい。

→稼働能力の確認は保護決定上重要であることは理解しており、運用上同一の帳票で実施したい旨も理解するが、要否意見書は医療の必要性について確認する書類であるため、稼働能力記載欄は載せないことと整理した。

→当市では右上にバーコードを記載しており、読み取ると対象の人がすぐ表示される仕組みにしている。

→要否意見書等バーコードが必要なものは全国意見照会に向けて、バーコードを付加する予定である。

→住民の情報が登録されるものにはバーコードが付加されるという整理か。また、要否意見の期間に○をつけられるようにしているということであるが、見込み期間とは違うのか。

→バーコードに関してはご認識の通りである。

→見込み期間は医療機関側の記入である。嘱託医が審査した結果の期間が異なることがあり、その際嘱託医の判断に基づいて医療扶助を実施するため、嘱託医の記載を正としてシステムで管理する運用にしている。

→システムベンダーの実装の仕方にもよるが、意見書のオンライン化は実施するものの、紙の意見書も残る認識である。当市では医療券の複数月の認定にかなり時間をさいており、効率化の中で要否意見書をスキャンしてシステムに取り込んで、認定できるようにカスタマイズしているところである。今後も意見書のやりとりがオンラインと並行して続くのであれば、バーコードを読み取れば二次処理に使えるようにできる仕組みを持っていただきたい。その際に、要否意見書発行番号が使えるのであれば、それを前提にレイアウトを作成していただきたい。

→現状要否意見書発行番号、バーコードともに定義しているため、問題ないと考えている。

→バーコードを作成する場合、NW7 といった様々な規格があると認識している。バーコードリーダーによって読み取れない場合もあると考えているため、仕様書の書き方

- については注意いただきたい。
- 資料 1、P.4、同意書の調査項目について、年金の同意書で調査事項が不足しているため回答できないという事例があったということだが、年金の部局とも調整いただきたい。項目名のゆらぎが生じているのであれば統一を図ってほしい。デジタル化を見据えた上でも項目の定義は必要であると考え。  
→担当部局を通じて年金機構に確認する。
  - 当市はすべて電子決裁、電子文書の処理を行っており、当運用は引き続き行えるという理解で良いか。  
→ご認識のとおりである。目指すべきところは電子決裁、電子文書である。一方で電子決裁を進められていない自治体もあるため共通機能ではオプションとしている。今後全国意見照会を踏まえて必須にする必要があれば必須に変更する判断もあり得ると考えている。
  - 全国意見照会について、今までの検討会で質問があった内容は、他自治体が同様の内容を疑問に思われることも想定されるため、照会時に表現するようにしてほしい。また、次回検討会開催予定である 3 月末は自治体が議会で忙しい時期だと思うため、早めに意見の概要を構成員に提示いただけると有難い。

以上